

藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年藤枝市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。